

お役立ち情報

# 7カ ボリ!

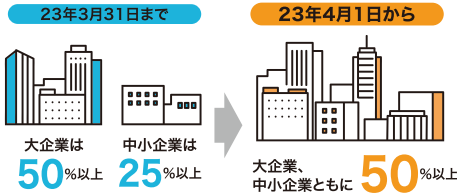
今月号からスタートした「お役立ち情報7カボリ!」。皆さまのお役に立つ情報を、タイムリーに深掘りしてお届けします。

今回は事業主の皆さまに向けて  
「**残業割増賃金率の引き上げ**」  
を7カボリ!

## 01

### 残業割増賃金率 引き上げて?

これまで中小企業には適用が猶予されていましたが、2018年6月に成立した働き方改革関連法により、全ての企業を対象に今年4月から**月60時間を超える部分の「時間外労働の割増賃金率」が、25%から50%に引き上げられました。**



### 具体的には

1カ月の起算日は毎月1日。休日は土曜日および日曜日で、法定休日※は日曜日とします。  
**平日と土曜日の時間外労働(赤字)部分が60時間を超えた時間から割増賃金率が50%以上の率となります。** ※法定休日については右ページ03をご確認ください



## 02

### 深夜労働との 関係は?

深夜(22:00~5:00)の時間帯に月60時間を超える時間外労働を行なった場合は、**深夜割増賃金率25%以上に時間外割増賃金率50%以上を加えた「75%以上の割増賃金率」**で計算します。

$$\text{深夜時間帯の月60時間超の割増賃金率} = \text{深夜労働の割増賃金率 } 25\% \text{以上} + \text{時間外労働の割増賃金率 } 50\% \text{以上}$$

## 03

### 休日労働の 場合は?

月60時間の時間外労働の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

#### 法定休日とは?

使用者は1週間に1日、または4週間に4回の休日を与えなければなりません。これを「法定休日」といいます。法定休日に労働させた場合は、35%以上の率で計算した割増金を支払わなければなりません。

## 04

### 代替休暇を 与えることもOK

労働者の健康を確保するため、**引き上げ分の割増賃金の支払いに代えて、過半数組合(ない場合は過半数代表者)との間で労使協定を結ぶことにより、有給の休暇(代替休暇)を付与することができます。**



## 05

### 罰則にご注意を!

引き上げ分の割増賃金を支払わない場合には、罰則(6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金)が科される場合があります。

制度についてさらに詳しくは、最寄りの労働基準監督署にお尋ねいただくか、厚生労働省ホームページをご確認ください。

都道府県の労働基準監督署はこちら



厚生労働省 割増賃金率 🔍 検索

まずは、労働時間の適切な把握を。業務量に偏りがあれば仕事の進め方などを見直し、時間外労働の削減を進めていきましょう。